

狛江市創業支援家賃・改修費補助金 Q&A

1 補助金に関して

Q：この補助金の募集期間はいつからいつまでですか？

A：令和4年10月3日（月）から10月31日（月）までに必要書類をご準備の上、狛江市役所地域活性課へ申請してください。（郵送の場合は必着）

Q：申請したら必ず補助金を受けられますか？

A：補助金は必ず交付されるものではありません。受付後に審査を行い、事業内容や独自性、将来性、継続性等の項目を勘案し、交付決定者を選定します。

Q：補助金の額はいくらですか？

A：家賃補助・改修費補助共に、最大交付金額である50万円、又は実際に要した費用のいずれか少ない方の額になります。

2 補助対象者について

Q：「創業」の定義は何ですか？

A：個人事業主の場合は開業の日（開業届の開業日）、法人の場合は法人設立の日を指します。

Q：既に創業している場合の条件について教えてください。

A：既に創業している場合は、【令和4年10月3日時点で、市内で創業してから1年未満の方】が対象です。

Q：令和3年10月3日に創業しました。対象となりますか？

A：令和4年10月3日時点で創業から1年を経過していない創業者が対象となるため、対象外となります。（この場合は、創業して丸1年という扱いになります。）

Q：特定創業支援等事業を受けたことの証明書とは何ですか？

A：狛江市が行っている各種創業支援等事業のうち、以下の事業を受けたことを証明するものです。

- ①狛江市創業スクールの受講
- ②狛江市商工会が行う個別相談等
- ③多摩信用金庫が行う個別相談等

これらの事業を利用した方に、支援を受けたことの証明書を発行しています。証明書の発行は狛江市役所地域活性課にて行います。(申請から発行まで3～5営業日程度必要です。)

※①～③はそれぞれ1箇月以上の時間を要しますのでご注意ください。

Q：以前に特定創業支援等事業を受けて証明書の発行を受けていますが、有効期限が切れている場合は対象にはなりませんか？

A：有効期限が切れている場合でも、証明書の交付を受けたことの確認が取れば対象となります。

3 補助対象経費について

Q：交付対象の経費はいつからいつまでのものですか？

A：①家賃補助②改修費補助ともに**令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間に発生し、支出が完了する経費**が補助対象経費です。

補助対象経費	金額	交付対象経費
①家賃補助	月額賃料（共益費等を除く）の6箇月分（最大50万円）	令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間に発生した家賃（最大6箇月分）
②改修費補助	対象となる工事にかかる改修費用（最大50万円）	令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間に着工した工事又は着工予定の工事で、上記の期間内に発生した改修費用 ※すでに終了した工事は対象外です。

Q：補助対象となる賃借料とはどのようなものですか？

A：狛江市内にある創業に係る事業を行うための事業所や店舗、工場等のことをいいます。事業者の自宅住所を兼ねる場合や、事業者の所有する物件の場合は対象外です。

Q：賃借料に付随する、共益費や初回手数料、仲介料、敷金礼金、駐車場費用等は対象になりますか？

A：対象外です。あくまで各月に発生する賃借料のみが対象となります。

Q：家賃補助・改修費補助ともに、消費税分は対象となりますか？

A：消費税は交付対象額に含まれます。

Q：改修費補助はどのようなものが対象ですか？

A：以下をご確認ください。

補助対象経費	解体工事、土台・柱等の修繕・補強工事、内装・外装工事、塗装工事、給排水設備工事、電気設備工事、固定設備工事、空調設備工事、設計・デザイン費、サイン工事（事業所と一体になっているもの）等
補助対象外経費	車庫・倉庫等の設置費、住宅分離工事、造園工事や外構工事（駐車場、フェンス、ブロック塀）、シロアリ駆除、清掃及びクリーニング費、備品購入費等

Q：事業所の改修工事を行いました。既に工事が終了し支払いも完了しています。この場合も補助金の対象になりますか？

A：既に終了した工事は対象外です。

Q：店舗や事業所を新たに建てる場合の費用は対象になりますか？

A：改修費補助金は、あくまで既存の物件の「改修」のための補助金になりますので、対象外です。

Q：対象となる複数の物件を合算して申請することはできますか？

A：合算して申請することはできません。対象となる物件が複数ある場合は、そのうちの1つを申請してください。

4 申請の手続きについて

Q：これから賃貸借契約を締結しようとしている場合はどうすればよいでしょうか？

A：見積書や未締結の契約書類等で、月額賃借料が記載されているものをご用意ください。契約の締結がされ次第、契約書の写しをご提出ください。

Q：交付決定がされなかった場合、申請書は返却されますか？

A：申請書類の返却はできません。内容の控えが必要な場合は事前にコピーをお願いします。

Q：既に申請済みで補助金の交付も済んでいますが、補助対象経費や事業内容が変更になりました。どうすればよいですか？

A：事業計画変更申請書（第8号様式）を提出してください。なお、交付決定金額については増額できませんので、ご了承ください。